

船舶検査証書

第2-1084号

船名及び船名	船主並びに検査官の住所	船種	検査官の氏名
MG MARINE (株)	第232-12345号	千葉県 市川市	
運送物の種類	月	運	船主
6.2トン (3.10メートル)	水上オートバイ(特種小型船舶)	MG MARINE (株)	
検査区域	千葉県 ただし、若しくは船主と検査官の間に上掲の記載の記載がある船舶 検査に当るに際しは必ずしも船主と検査官の間で検査官が検査力を受託するに なるものとの関係の発生するものとする。		
乗客	船員	その他乗員	計
2人	1人	0人	3人
船舶検査の条件 11月から3月までの間の夜間航行を禁止する。			
有効期間 令和11年6月19日 まで			
船舶小売法第5条第1項の規定により禁止する。 令和5年6月4日(千葉)			

有効期間

検査の時期

検査の時期	検査の時期	船種	検査官の氏名
平成29年6月19日 令和4年6月19日	定期検査 定期検査	新造	検査官A氏
平成29年6月19日 令和4年6月19日	定期検査 定期検査	新造	検査官B氏
令和4年6月19日 令和9年6月19日	定期検査 定期検査	新造	検査官C氏

定期検査は6年ごと、その間に中間検査を受けなければならない、従って検査の頻度は3年ごとです。

出航前に確認しましょう！

【船舶検査証書・船舶検査手帳の不携帯】

➡ 20万円以下の罰金
コピーもダメです！必ず原本を備え付けましょう

【定期検査・中間検査の有効期間切れ】

➡ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金

【検査済票のステッカーを貼っていない場合
または脱落した場合】

➡ 20万円以下の罰金

検査時期が切れて
いないか
チェックしましょう



定期検査済年票

船舶検査済票

船舶番号: 235-37979

東京

次回検査時期指定票: 28.5

※ 漁船登録されている小型船舶、長さ3m未満であって機関出力が20馬力未満の小型船舶



検査済後は両サイドに
ステッカーの貼り忘れにご注意！